

日曜開庁について

市では、平日勤務等で来庁することができない市民の皆様の利便性向上を図るため下記業務において平成20年10月5日から、1月を除く毎月第一日曜日を開庁いたします。

とき 午前9時～午後5時まで

場所 市役所2階フロアー

(正面1、2階及び北側出入り口をご利用ください。)

課(室)名	日曜開庁で行う事務
市民課	○戸籍事務 ○住民基本台帳事務 ○外国人登録事務 ○印鑑登録事務 ○その他諸証明書 ○とだ市民カードの交付
税務課	○各種証明書の交付等(証明によっては、翌日以後の交付となります。) ○原動機付自転車(125cc以下)等の登録・廃車
収税推進室	○納税証明書発行事務 ○市税等徴収事務 ○納税相談
保険年金課	○国民健康保険事務 ○国民年金事務
長寿福祉課	○後期高齢者医療届出・申請受付 ○後期高齢者医療保険料徴収事務
介護保険課	○介護保険料徴収事務 ○被保険者資格管理事務
障害福祉課	○重度障害者医療費支給申請事務 ○各種障害者手帳の申請受付
こども家庭課	○乳幼児医療費事務 ○児童手当事務 ○児童扶養手当 ○ひとり親家庭等医療費事務 ○遺児手当事務
保育幼稚園課	○保育所入退所関係事務 ○保育料の収納事務

※日曜日に受付できる業務は限定されます。

※他の市区町村及び関係機関などへ確認が必要なものについては、取り扱いできない場合があります。

※広域交付住民票の交付・電子証明書の申請・住民基本台帳の閲覧・住居表示の付定事務は除きます。

問い合わせ 経営企画課 内線 413